

令和6年高島市教育委員会
第4回定例会議事日程

日 時 令和6年4月24日（水）
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和6年第3回定例会会議録の承認
3. 令和6年第2回臨時会会議録の承認
4. 会議録署名委員の指名

委員 委員

5. 議事

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第1 | 議題29号 | 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市社会教育委員の委嘱) |
| 日程第2 | 議第30号 | 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市子ども読書活動推進計画検討委員会委員の
委嘱および任命) |
| 日程第3 | 議第31号 | 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱および任命) |
| 日程第4 | 議第32号 | 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市教育支援委員会委員の委嘱および任命) |
| 日程第5 | 議第33号 | 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市立学校結核対策委員会委員の任命および解
任) |
| 日程第6 | 議第34号 | 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市学校給食運営委員会委員の委嘱) |
| 日程第7 | 議第35号 | 高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱および
任命について |

日程第 8 議第 3 6 号 小中一貫教育を推進するための中学校区小中一貫教育コーディネーターの任命について

日程第 9 議第 3 7 号 高島市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則案

日程第 1 0 議第 3 8 号 高島市教科用図書選定委員会委員等の委嘱および任命について

当日資料

日程第 1 1 議第 3 9 号 高島市教科用図書選定委員会への諮問について

6. 報告

報告第 8 号 高島市育英基金条例施行規則の制定について

報告第 9 号 高島市生涯学習関係補助金交付要綱の一部改正について

報告第 1 0 号 令和 6 年度高島市立小中学校教職員人事異動について

報告第 1 1 号 令和 5 年度高島市立学校学校評価について

7. 今後の日程

- ・令和 6 年教育委員会第 5 回定例会（案）

日時：令和 6 年 5 月 2 4 日（金）午後 2 時 0 0 分

場所：高島市役所 新館 2 階 教育委員会室

令和 6 年高島市教育委員会
第 4 回定例会追加議事日程

日 時 令和 6 年 4 月 2 4 日（水）
午後 2 時 0 0 分
場 所 高島市役所 新館 2 階 教育委員会室

5. 議事

日程第 1 2 議第 4 0 号 高島市小中学校再編基本方針（案）について

当日資料

令和6年度 第4回定例会座席表

饗庭 教育総務部長	川島教育長				饗庭 教育指導部長	傍 聴 席
中川 教育総務部 次長	橋本 教育委員		田邊 教育長職務 代理者		川原林 学校教育課長	
平井 教育総務部 次長					保木 学事施設課長	
竹井 社会教育課長	森 教育委員		高木 教育委員		藤原 学校給食課長	
小川 文化財課長					赤水 スポーツ振興 部長	
横井川 文化ホール 館長	中村 教育総務課 主査	池山 教育総務課 主任	加藤 市民スポーツ 課長	野崎 スポーツ振興 部次長		

入口

入口

議第 29 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 24 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市社会教育委員の委嘱については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 17 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

高島市社会教育委員の委嘱について

高島市社会教育委員設置条例（平成１７年高島市条例第１１８号）第２条第２項の規定に基づき、次のとおり高島市社会教育委員に委嘱する。

委員種別	氏 名	所 属	備 考
学校教育の関係者	今井 俊彦	朽木中学校	新任

任期：令和６年４月１日から令和８年３月３１日まで

議第 30 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 24 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市子ども読書活動推進計画検討委員会委員の委嘱および任命については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 17 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

高島市子ども読書活動推進計画検討委員会委員の委嘱および任命について

高島市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱（平成18年高島市教育委員会告示第2号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり高島市子ども読書活動推進計画検討委員会委員に委嘱および任命する。

区分	委員種別	氏 名	備 考	
1号	高島市図書館協議会委員	吉川 宏	高島市図書館協議会委員	委嘱
2号	小学生または中学生の保護者	梅村 香子	小学生の保護者（高島市PTA連絡協議会理事）	委嘱
3号	民間団体関係者	福原 博美	学校図書室ボランティア（高島小学校 学校図書室ボランティア）	委嘱
4号	学校図書館関係者	大江 大	高島市小学校教育研究会 図書館教育部会 部会長（マキノ東小学校校長）	任命
		清水 佳治	高島市中学校 教育研究会 国語・道徳部会 部会長（マキノ中学校校長）	任命
5号	公立図書館関係者	中川 美知夫	教育総務部 図書館 館長	任命
6号	保育園または認定こども園の関係者	青木 礼子	高島市保育協議会保育士部会 会長（中央ユニバーサルこども園主幹保育教諭）	委嘱
7号	関係行政担当者	西條 雄介	子ども未来部 幼児保育課 保育参事	委嘱
		中原 いずみ	教育指導部 学校教育課 主監	任命

任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議第 3 1 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 2 4 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱および任命については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱および任命について

高島市スポーツ推進審議会規則（平成26年高島市教育委員会規則第4号）第2条第1項に基づき、次のとおり高島市スポーツ推進審議会委員に委嘱および任命する。

区分	委員種別	氏 名	備 考		
1 号	学識経験者	石井 智	びわこ成蹊スポーツ 大学副学長	委嘱	再任
2 号	関係行政機 関の職員	長瀬 千恵美	高島市健康福祉部次 長（健康推進課課長 取扱）	委嘱	再任
		森田 円	高島市健康福祉部障 がい福祉課課長	委嘱	再任
3 号	スポーツの 推進に関す る識見を有 する者	武田 基裕	高島市スポーツ推進 委員会会長	委嘱	再任
		井花 春美	高島市スポーツ協会 副会長	委嘱	再任
		地村 正彦	高島市スポーツ少年 団安曇川支部支部長	委嘱	新任
		尾中 一彦	マキノ南小学校校長 （滋賀県小学校体育連 盟高島支部支部長）	任命	新任
		清水 佳治	マキノ中学校校長 （滋賀県中学校体育連 盟高島支部支部長）	任命	新任

任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 3 2 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 2 4 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市教育支援委員会委員の委嘱および任命については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

高島市教育支援委員会委員の委嘱および任命について

高島市教育支援委員会規則（平成26年高島市教育委員会規則第3号）第2条に基づき、次のとおり高島市教育支援委員会委員に委嘱および任命する。

区分	委員種別	氏 名	備 考	
1号	医師	大音 泰介	高島市民病院小児科医	委嘱
		多胡 博雄	多胡クリニック小児科医	委嘱
2号	学識経験者	中村 敏子	特別支援教育士スーパーバイザー	委嘱
		窪田 知子	滋賀大学教育学部教授	委嘱
		西村 朱美	高島市巡回相談員	委嘱
		水谷 育子	高島市巡回相談員	委嘱
		中村 礼子	高島市巡回相談員	委嘱
		山原 恵子	高島市巡回相談員	委嘱
3号	関係教育機関の職員	高橋 かずみ	新旭養護学校校長	委嘱
		高畑 充弘	新旭養護学校支援部長	委嘱
		和田 美保	マキノ中学校区学校長代表	任命
		藤原 昌美	今津中学校区学校長代表	任命
		今井 俊彦	朽木中学校区学校長代表	任命
		柏原 由起子	安曇川中学校区学校長代表	任命
		浦島 容子	高島中学校区学校長代表	任命
		村田 秀俊	湖西中学校区学校長代表	任命
		市川 美和子	今津東小学校通級指導教室担当者	任命
		小川 康子	新旭南小学校通級指導教室担当者	任命
		菅谷 圭子	安曇小学校通級指導教室担当者	任命
		大村 敦世	高島中学校通級指導教室担当者	任命
		高木 勝己	高島市保育協議会園長代表	委嘱
		中西 佐織	高島市保育協議会主任保育士代表	委嘱
4号	関係行政機関の職員	廣部 靖子	子ども未来部幼児保育課課長	委嘱
		西條 雄介	子ども未来部幼児保育課担当者	委嘱
		藤野 敦子	子ども未来部幼児保育課担当者	委嘱
		仲野 明日加	児童発達支援センター担当者	委嘱
		鈴木 優希	児童発達支援センター担当者	委嘱
		上藤 里奈	児童発達支援センター担当者	委嘱

任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議第 33 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 24 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市立学校結核対策委員会委員の任命および解任については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 17 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

高島市立学校結核対策委員会委員の任命および解任について

高島市立学校結核対策委員会規則（平成２７年高島市教育委員会規則第９号）第３条第１項の規定に基づき、令和６年４月１日付人事異動に伴い高島市立学校結核対策委員会委員を次のとおり任命および解任する。

任命

区分	委員種別	氏 名	備 考
５号	市立学校の校長	浦島 容子	高島中学校長
６号	市立学校の養護教諭	荒木 彩	朽木中学校養護教諭
７号	教育長が必要と認める者	川原林 正宏	高島市教育委員会事務局 教育指導部学校教育課長

任期：令和６年４月１日から令和６年５月３１日まで（前任者の残任期間）

解任

区分	委員種別	氏 名	備 考
５号	市立学校の校長	清水 佳治	マキノ中学校長
６号	市立学校の養護教諭	岡本 麻代	安曇小学校養護教諭
７号	教育長が必要と認める者	岡部 陽造	高島市教育委員会事務局 教育指導部学校教育課長

解任日：令和６年３月３１日

議第 3 4 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 2 4 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市学校給食運営委員会委員の委嘱については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について

高島市学校給食共同調理場設置条例（平成１７年高島市条例第１１６号）第４条第２項に基づき、次のとおり高島市学校給食運営委員会委員に委嘱する。

委員の区分	所 属 等	氏 名
1号委員 小学校・中学校の 校長	マキノ東小学校	大江 大
	今津東小学校	山本 渉
	朽木東小学校	岡本 等
	高島中学校	浦島 容子
	湖西中学校	村田 秀俊
2号委員 小学校・中学校の 保護者代表	マキノ中学校	栗本 友香
	今津北小学校	辻 由実子
	安曇川中学校	入江 美姫
	高島小学校	山本 利枝
	新旭北小学校	池田 拓海
3号委員 公益を代表する者	高島市農業委員会	清水 巧
	高島市民生委員児童委員 協議会連合会	三矢 信昭
	高島市健康推進員協議会	鳥居 厚子

任期：令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

議第 3 5 号

高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱および任命について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 2 4 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱および任命について

高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱（平成 2 2 年高島市教育委員会告示第 2 0 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり高島市子ども読書活動推進協議会委員に委嘱および任命することにつき、議決を求める。

別紙

高島市子ども読書活動推進協議会委員

区分	委員種別	氏 名	備 考	
1 号	高島市図書館協議会委員	井上 恵美	高島市図書館協議会委員	委嘱
2 号	小学生または中学生の保護者	梅村 香子	小学生の保護者（高島市PTA連絡協議会理事）	委嘱
3 号	民間団体関係者	福原 博美	学校図書室ボランティア（高島小学校 学校図書室ボランティア）	委嘱
4 号	学校図書館関係者	大江 大	高島市小学校教育研究会図書館教育部会部会長（マキノ東小学校校長）	任命
		清水 佳治	高島市中学校 教育研究会国語・道徳部会部会長（マキノ中学校校長）	任命
5 号	公立図書館関係者	中川 美知夫	教育総務部 図書館館長	任命
6 号	保育園または認定こども園の関係者	青木 礼子	高島市保育協議会保育士部会 会長（中央ユニバーサルこども園主幹保育教諭）	委嘱
7 号	関係行政担当者	西條 雄介	子ども未来部 幼児保育課 保育参事	委嘱
		中原 いずみ	教育指導部 学校教育課 主監	任命

任期：令和6年4月25日から令和8年3月31日まで

議第 36 号

小中一貫教育を推進するための中学校区小中一貫教育コーディネーターの
任命について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 24 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

小中一貫教育を推進するための中学校区小中一貫教育コーディネーター
の任命について

高島市小中一貫教育の実施に関する規則（令和 4 年高島市教育委員会規則
第 2 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、次の者を高島市小中一貫教育中学校
区のコーディネーターに任命することにつき、議決を求める。

記

中学校区分	所属	コーディネーター
マキノ中学校区	マキノ東小学校	岡部 ひろ美
今津中学校区	今津中学校	荒金 良作
朽木中学校区	朽木東小学校	小久保 行太
安曇川中学校区	安曇小学校	萩野 勲
高島中学校区	高島小学校	田中 直毅
湖西中学校区	新旭南小学校	森本 正樹

任期：令和 6 年 4 月 25 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議第 37 号

高島市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 24 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

高島市外国語指導助手任用規則（平成 28 年高島市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 10 号中「夏季休業中」を「夏季休業日」に、「学校閉校日のうち休日および代休日を除いて原則として連続する 3 日間」を「5 日間」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

高島市外国語指導助手任用規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
(特別休暇)	(特別休暇)
第 1 5 条	第 1 5 条
(10) <u>夏季休業中</u> における心身の健康の維持および増進のため、学校閉校日のうち休日および代休日を除いて原則として <u>連続する 3 日間</u>	(10) <u>夏季休業日</u> における心身の健康の維持および増進のため、 _____ _____ <u>5 日間</u>

議第 39 号

高島市教科用図書選定委員会への諮問について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 24 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市教科用図書選定委員会への諮問について

令和 7 年度使用教科用図書の選定について、高島市教科用図書選定委員会に下記のとおり諮問することにつき、議決を求める。

記

令和 7 年度に中学校において使用する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 34 条に規定する教科用図書および令和 7 年度に小中学校の特別支援学級において使用する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について、高島市教科用図書選定委員会の意見を求める。

報告第 8 号

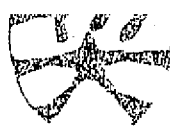
高島市育英基金条例施行規則の制定について

令和 6 年 3 月 2 9 日に別紙のとおり高島市育英基金条例施行規則（令和 6 年高島市規則第 1 7 号）が制定されたので報告する。

令和 6 年 4 月 2 4 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之



別紙

高島市育英基金条例施行規則をここに公布する。

令和6年3月29日

高島市長

福井正明

高島市規則第17号

高島市育英基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高島市育英基金条例（令和 年高島市条例第 号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、育英資金の貸付け（以下「貸付け」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(貸付け資格の基準)

第3条 条例第7条の規定に基づく貸付け資格の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特に学業にすぐれ、性行が正しいこと。
- (2) 他から同種類の育英資金等の貸付けを受けていないこと。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸付けの申請)

第4条 貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人と連署した育英資金貸付申請書（様式第1号）
 - (2) 出身学校の学校長または在学学校の学校長が作成した奨学生推薦調書（様式第2号）
 - (3) 成績証明書
 - (4) 申請者および連帯保証人の住民票の写し
 - (5) 連帯保証人の世帯全員の所得証明書
- 2 連帯保証人は、未成年の申請者にあつては、その保護者（親権を行う者または後見人をいう。以下同じ。）とし、成年の申請者にあつては、申請者本人の生計を維持する者でなければならない。

(貸付けの決定および確定)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、別に定める審査委員会に諮り、貸付予定者（以下「予定者」という。）および貸付けの額を決定し、その旨を育英資金貸付予定者決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。この場合において、市長が必要と認めるときは、作文試験および面接試験を実施することができる。

2 前項の規定により貸付けの決定を受けた者は、通知書に記載された期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 奨学生調書（様式第4号）
- (3) 連帯保証人および保証人が連署した育英資金借用証書（様式第5号）
- (4) 連帯保証人および保証人の印鑑登録証明書
- (5) 保証人の所得証明書

3 市長は、前項の書類の提出があったときは、速やかに貸付けを確定し、その旨を育英資金貸付確定通知書（様式第6号）により予定者に通知するものとする。

（貸付けの方法）

第6条 市長は、条例第8条第1項第1号に定める貸付金にあっては、年2回（4月および9月）に分割し、条例第8条第1項第2号に定める入学一時金にあっては、全額を一括して貸付けを確定した奨学生の預金口座に振り込むものとする。

（貸付けの減額等の申出）

第7条 奨学生が、条例第11条第1項第3号の規定に基づく貸付けの辞退の申出をしようとするときは、育英資金貸付辞退届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出を承認したときは、育英資金貸付辞退承認通知書（様式第8号）により当該奨学生に通知するものとする。

（異動の届出）

第8条 奨学生または育英資金を返還しなければならない者（以下「返還義務者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに奨学生等異動届（様式第9号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、退学または卒業したとき。
- (2) 住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき。
- (3) 連帯保証人もしくは保証人を変更したとき、または連帯保証人もしくは保証人の住所、氏名、その他重要な事項に変更があったとき。

2 市長は、必要と認めるときは、前項に規定する奨学生等異動届のほか、当該異動の事実を証する書類を提出させることができる。

（貸付けの解除および停止）

第9条 市長は、貸付けの契約を解除し、または貸付けを停止したときは、育英資金貸付契約解除（停止）通知書（様式第10号）により奨学生に通知する。

2 奨学生が疾病等により休学したときは、休学した日の属する月の翌月分

から復学した日の属する分までの貸付けを停止する。この場合において、これらの月の分としてすでに貸付けがなされてあるときは、その育英資金は、当該奨学生が復学した日の属する月以降の分として貸付けられたものとみなす。

- 3 貸付けの契約を解除された奨学生は、すでに貸付けがなされた育英資金がある場合、解除の日の属する月まで育英資金の貸付けがなされたものとみなし、解除の日の属する月の翌月以降の分として貸付けを受けている場合は、直ちにその金額を返還しなければならない。

(返還)

第10条 育英資金の返還(以下「返還」という。)は、年賦、半年賦または月賦の均等払いによるものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(返還の猶予または免除の申請)

第11条 返還義務者が、条例第12条の規定による返還の猶予または条例第13条第1項の規定による返還の免除を申請するときは、育英資金返還猶予(免除)申請書(様式第11号)にその事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めるときは、育英資金返還猶予(免除)決定通知書(様式第12号)により当該返還義務者に交付する。

(条例第13条第2項に規定する返還の免除等)

第12条 条例第13条第2項の規定による育英資金の返還免除の決定を受けようとするときは、奨学生であった者、連帯保証人および保証人が連署して育英資金返還免除事前申請書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、据置期間が終了する日の属する年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 最終学校の卒業証明書
- (2) 就労証明書兼誓約書(様式第14号)
- (3) 奨学生であった者の住民票の写し

- 2 市長は、前項の規定による事前申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、育英資金免除候補者決定通知書(様式第15号)により、当該申請書を提出した奨学生であった者に対して通知するものとする。

- 3 前項の規定により育英資金の返還免除候補者の決定を受けた奨学生であった者(以下「返還免除候補者」という。)が、条例第9条第1項第1号アおよびイに規定する両方の貸付けを受けている場合にあっては、条例第1

3条第2項ただし書の規定により、条例第9条第1項第1号イに規定する育英資金の貸付金を免除の対象とする。

4 返還免除候補者は、第7条第1項第2号および第3号に該当するときは、直ちに奨学生等異動届を提出しなければならない。

5 市長は、返還免除候補者が条例第13条第2項に定める要件（以下「免除要件」という。）を満たすことができなくなったと認めるときは、その決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、育英資金返還免除候補者決定取消通知書（様式第16号）を当該奨学生であった者に交付するものとする。

第13条 返還免除候補者は、毎年6月末日までに定住状況等報告書（様式第17号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告するものとする。

- (1) 返還免除候補者の住民票の写し
- (2) 就労証明書兼誓約書（様式第14号）
- (3) 納税証明書（未納がない証明）
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第14条 返還免除候補者は、免除要件を満たすこととなったときは、返還免除候補者、連帯保証人および保証人が連署して育英資金返還免除申請書（様式第18号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 返還免除候補者の住民票の写し
- (2) 就労証明書兼誓約書（様式第14号）
- (3) 納税証明書（未納がない証明）
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、免除要件に該当すると認めたときは、育英資金返還免除決定通知書（様式第19号）を、当該申請書を提出した返還免除候補者に交付するものとする。

3 育英資金の返還の免除の額（以下「返還免除額」という。）は、当該奨学生が貸付けを受けた貸付金の総額の2分の1とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 育英資金の返還の免除は、育英資金返還免除候補者として決定された者についても適用する。ただし、育英資金返還免除決定通知書の交付前に免除要件が満たされなくなったときは、この限りでない。

（企業等による代理返還）

第15条 企業等が、就業規則、賃金規程その他従業員に周知された文書等の規定に基づき、従業員の奨学金の返還に係る負担を軽減するため、奨学

生であった者に代わって育英資金を直接市に返還（以下「代理返還」という。）する場合は、奨学生であった者および企業等が連署して育英資金代理返還申込書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、必要と認めるときは、前項に規定する育英資金代理返還申込書のほか、雇用関係の事実を証する書類その他必要な書類を提出させることができる。

（延滞利子）

- 第16条 返還義務者が正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったとき、市長は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ年10.00パーセントの割合で計算した延滞利子の支払いを求めることができる。

（委任）

- 第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（高島市育英資金貸付基金規則等の廃止）

- 2 次に掲げる規則（以下、「廃止前の規則」という。）は、廃止する。

(1) 高島市育英資金貸付基金規則（平成17年高島市規則第40号）

(2) 高島市清水安三育英資金貸付基金規則（平成17年高島市規則第41号）

(3) 高島市高島屋奨学金育英資金貸付基金規則（平成17年高島市規則第42号）

（経過措置）

- 3 この規則の規定は、令和6年4月1日以降に貸付けの決定を受けた奨学生について適用し、同日前に廃止前の規則の規定により貸付けの決定を受けたものについては、なお従前の例による。ただし、第15条の規定は、廃止前の規則の規定により貸付けの決定を受けたものについて適用する。

育英資金貸付申請書

年 月 日

高島市長

申請者 住所

氏名 印

電話番号

連帯保証人 住所

氏名 印

電話番号

高島市育英基金条例の規定により育英資金の貸付けを受けたいので申請します。

ふりがな			年 月 日 生(満 歳)
申請者 氏名			出身学校 年 月 日卒業(見込)
進学予定校 (在学校)	国立 公立 私立	大学 専修学校 高等学校	学部 学科 専攻
貸付期間	始期 年 月 日 から 終期 年 月 日 まで(年間)		

貸付けを希望する育英資金 ※いずれかを選択してください。

☐ 高島市育英資金☐ 高島市清水安三育英資金☐ 高島市高島屋奨学金育英資金

希望の額	①貸付金	高校等	☐ 月額 30,000 円				
		大学等	☐ 月額 50,000 円				
	②入学一時金	高校等	☐ 利用しない ☐ 100,000 円				
		大学等	☐ 利用しない ☐ 100,000 円 ☐ 200,000 円				
世帯の状況等	続柄	氏名	満年齢	同居・別居の別	勤務先等	年間所得	備考
貸付申請理由							

注1 年間所得の証明として所得証明書を添付してください。

2 申請者および連帯保証人の住民票の写しを添付してください。

(表)

[illegible]

(裏)

学習所見〔順位 位／ 人中〕
人物所見・健康状況
総合所見(進路希望・家庭の教育的関心等)
上記の者を奨学生として推薦します。 年 月 日 学 校 名 校長氏名 印 高島市長

育英資金	☐ 高島市育英資金 ☐ 高島市清水安三育英資金 ☐ 高島市高島屋奨学金育英資金
------	--

様式第3号（第5条関係）

育英資金貸付予定者決定通知書

年 月 日

様

高島市長



育英資金を次のとおり貸付けすることに予定したので通知します。

なお、高校等または大学等に入学したときは、同封の借用証書および奨学生調書に必要な事項を記入の上、在学証明書を添えて 年 月 日（ ）までに提出してください。

育英資金	
貸付予定番号	年第 号
貸付予定金額	月額 円
貸付期間	始期 年 月 から (年間) 終期 年 月 まで
返還方法	高島市育英基金条例および同条例施行規則の定めるところによる。

育英資金	☐ 高島市育英資金	奨学生決定番号 年 第 号
	☐ 高島市清水安三育英資金	
	☐ 高島市高島屋奨学金育英資金	

奨学生調書

1. 奨学生本人

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
住所 (下宿先等)	〒 ー		
電話番号			
在学する学校	国立 公立 私立	大学 専修学校 高等学校	学部 学科 専攻
学校の所在地			
電話番号			

2. 連帯保証人

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
住所	※奨学生本人と同一の場合は記入不要 〒 ー		
電話番号		奨学生との関係	

3. 保証人

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
住所	〒 ー		
電話番号		奨学生との関係	

4. 育英資金の振込先（奨学生本人の口座）

銀行名	銀行		支店・本店 ・代理店					
口座種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

※ 通帳の写しを添付してください。

育英資金借用証書

年 月 日

高島市長

奨学生決定番号	年第	号
申請者	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	実印
保証人	住所	
	氏名	実印

高島市育英基金条例および同条例施行規則の規定により次のとおり借用します。

育英資金	
借用金額	総額 円
	うち、貸付金 月額 円
	入学一時金 円
借用期間	始期 年 月から終期 年 月まで
返還期間	始期 年 月から終期 年 月まで (据置期間1年間を含む。)
返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦 (1回あたり 円× 回)

誓約事項

- 1 育英資金を学資として使用し、他の目的に使用しないことを誓約します。
- 2 高島市育英基金条例および同条例施行規則を遵守し、学習に精励して、貸付けを受けた育英資金の返還は、指定期日までに遅滞なく返還することを誓約します。

注 連帯保証人および保証人の印鑑証明書を添付してください。

様式第 6 号 (第 5 条関係)

育英資金貸付確定通知書

年 月 日

様

高島市長



育英資金を次のとおり貸付けすることに決定したので通知します。

育英資金				
決定番号	年第 号			
借用金額	総額 円			
	うち、貸付金	月額	円	
	入学一時金	円		
貸付期間	始期	年 月	から	(年間)
	終期	年 月	まで	
返還期間	始期	年 月	から	
	終期	年 月	まで	
返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦 (1 回あたり 円)			

注 本通知書は、返還が完了するまで大切に保管してください。

様式第 7 号 (第 7 条関係)

育英資金貸付辞退届

年 月 日

高島市長

奨学生決定番号 年第 号

本人	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印
保証人	住所	
	氏名	印

次のとおり、育英資金の辞退を申し出ます。

育英資金	☐ 高島市育英資金 ☐ 高島市清水安三育英資金 ☐ 高島市高島屋奨学金育英資金
辞退期日	年 月 日
辞退の理由	
貸付予定総額	円
貸付けを辞退する金額	全額 ・ 一部 ※一部の場合は以下を記入 (貸付金: 円) (入学一時金: 円)
返還期間	始期 年 月から終期 年 月まで
返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦 (1 回 円)

様式第 8 号 (第 7 条関係)

育英資金貸付辞退承認通知書

年 月 日

奨学生決定番号

年 第 号

様

高島市長



次のとおり、育英資金貸付けの辞退を承認したので通知します。

育英資金	
承認後の貸付額	総額 円 (貸付金: 円) (入学一時金: 円)
承認後の貸付期間	始期 年 月から 終期 年 月まで
承認後の返還期間	始期 年 月から 終期 年 月まで
承認後の返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦 (1 回 円)

注 本通知書は、返還が完了するまで大切に保管してください。

育英資金	☐ 高島市育英資金
	☐ 高島市清水安三育英資金
	☐ 高島市高島屋奨学金育英資金

奨学生等異動届

年 月 日

高島市長

奨学生決定番号 年第 号

本人	住所
	氏名 ㊟
連帯保証人	住所
	氏名 ㊟
保証人	住所
	氏名 ㊟

次のとおり、奨学生（連帯保証人・保証人）に異動がありましたので、高島市育英基金条例施行規則の規定により、お届けします。

項目		異動の内容		
☐	休学・停学	期間： 年 月 日～ 年 月 日 理由：		
☐	復学・転学	復学または転学した日： 年 月 日 学校名：		
☐	退学・卒業	退学または卒業した日： 年 月 日 学校名： 退学の理由：		
☐	住所・氏名の 変更	奨学生	住所の 変更	旧住所
			住所の 変更	新住所
		連帯保証人	住所の 変更	旧住所
			住所の 変更	新住所
		保証人	住所の 変更	旧住所
			住所の 変更	新住所
☐	上記以外の 異動			

注 申請の理由を証する書面を添付してください。

様式第 10 号（第 9 条関係）

育英資金貸付契約解除（停止）通知書

年 月 日

奨学生決定番号

年第 号

様

高島市長



次のとおり、育英資金の貸付契約を解除（停止）したので通知します。

育英資金		
奨学生	住所	
	氏名	
解除決定年月日	年 月 日	
解除の理由		

育英資金返還猶予（免除）申請書

年 月 日

高島市長

奨学生決定番号 年第 号

申請者 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

保証人 住所

氏名 印

次のとおり、育英資金の返還の 猶予（免除） をお願いします。

育英資金	☐ 高島市育英資金 ☐ 高島市清水安三育英資金 ☐ 高島市高島屋奨学金育英資金		
貸付金額	円		
貸付期間	始期 年 月から 終期 年 月まで		
返還済額	円 年 月から 年 月まで		
申請の理由			
猶予の期間	年 月から 年 月まで		

注 1 死亡したときは、戸籍法による届出義務者が申請してください。

2 申請の理由を証する書面を添付してください。

様式第 12 号 (第 11 条関係)

育英資金返還猶予（免除）決定通知書

年 月 日

奨学生決定番号

年第 号

様

高島市長



年 月 日付で申請のあった、育英資金返還の 猶予（免除） については、
次のとおり決定しました。

育英資金	
返還猶予（免除）額	円
猶予期間	始期 年 月から 終期 年 月まで
猶予（免除）の理由	

育英資金返還免除事前申請書

年 月 日

高島市長

奨学生決定番号

年第

号

本人

住所

氏名

印

連帯保証人

住所

氏名

印

保証人

住所

氏名

印

高島市育英基金条例第 13 条第 2 項および同条例施行規則第 14 条に定める育英資金返還免除制度の趣旨、免除の要件等を理解した上で、次のとおり育英資金の返還を一部免除されるよう事前申請します。

奨学生		市内に住所 を定めた日	年 月 日
育英資金	☐ 高島市育英資金 ☐ 高島市清水安三育英資金 ☐ 高島市高島屋奨学金育英資金		
A. 借用総額	円	借用 期間	始期 年 月から 終期 年 月まで
B. 貸付金(月額) の総額	円 (月額 円× 月)		
C. 返還免除の額	円	$B \div 2$ ※100円未満は切り捨て	
免除後の返還額	円	$A - C$ ※入学一時金は免除対象外	
返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦 (1回あたり 円× 回)		

同意事項等

- 私は、申請内容の確認のために、必要があるときは、私の住民基本台帳に関する情報および市税の納税状況等を確認することについて同意します。
- 私は、条例第 13 条第 2 項に定める免除の要件を満たさなくなったときは、直ちにその旨を届け出るとともに、それまでに免除された返還すべき金額を一括して返還することに同意します。

年 月 日

住所

氏名

印

就労証明書兼誓約書

就労者 住所 _____

氏名 _____

上記の者は、当事業所において下記のとおり就労していることを証明します。

上記就労者の 就労（勤務）地	名称 (支店名等含む。)	
	所在地	
	電話番号	
仕事の内容		
就職（採用） 年月日	年 月 日	
雇用期間	☐ 定めなし ☐ 年 月 日から 年 月 日まで	

誓約事項（内容を確認の上、□に✓を記載してください。）

☐	当社（主要な出資者、役員およびそれに準ずるものを含む。）は、高島市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 23 号）に規定する次のいずれにも該当しないことを誓約します。
	(1) 暴力団
	(2) 暴力団員
	(3) 暴力団員等（暴力団員および暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）

高島市長

年 月 日

証明者 所在地

事業所名

代表者名



電話番号

担当者

注 1. 勤務先で証明を受けてください。

2 この証明書は、高島市の育英資金返還免除事前申請の事務のために使用するものであり、それ以外の目的に使用することはありません。

様式第 15 号（第 12 条関係）

育英資金返還免除候補者決定通知書

年 月 日

奨学生決定番号

年第 号

様

高島市長



育英資金の返還免除候補者として決定しましたので、通知します。

育英資金	
借用総額	円 うち、返還免除額 円
返還免除後の返還額	円
返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦 (1 回あたり 円 × 回)

（注意事項）

- 1 返還免除候補者は、毎年 6 月末日までに、定住状況等報告書（様式第 17 号）にその事実を証明する書類を添えて提出してください。
- 2 住所、就労状況その他重要な事項に異動があったときは、奨学生等異動届（様式第 9 号）のほか、その事実を証する書類を提出してください。
- 3 遅滞なく育英資金の返還を行ってください。
- 4 遅滞なく市税の納付を行ってください。
- 5 最終学校を卒業した日の翌月以降、5 年以上継続して市内に居住する等の免除要件をすべて満たしたときは、育英資金返還免除申請書（様式第 18 号）を提出してください。
- 6 返還免除が正式に決定されるのは、上記 5 の手続き後、育英資金返還免除決定通知書が交付された以降となります。

なお、育英資金返還免除決定通知書を交付される前に、免除候補者の決定が取り消された場合は、それまでに免除された返還すべき額を一括返還することになります。

様式第 16 号 (第 12 条関係)

育英資金返還免除候補者決定取消通知書

年 月 日

様

高島市長



育英資金の返還免除候補者の決定を取り消しましたので、通知します。

(取消理由)

定住状況等報告書

年 月 日

高島市長

奨学生決定番号 年第 号

氏名 _____ 印

最終学校の卒業後における定住状況等について、次のとおり報告します。

現在の住所		
就労の有無		有 ・ 無
		※無の場合は、以下に理由を記入
勤務先	名称	
	所在地	
就労年月日		年 月 日

【添付書類】

- (1) 住民票の写し
- (2) 就労証明書 (様式第 14 号)
- (3) 納税証明書 (未納がない証明)

注 この定住状況等報告書および添付書類は、正式な返還免除の決定を受けるまで、毎年 6 月末日までに必ず提出してください。

育英資金返還免除申請書

年 月 日

高島市長

奨学生決定番号	年第	号
申請者	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印
保証人	住所	
	氏名	印

高島市育英基金条例第 13 条第 2 項および同条例施行規則第 14 条に定める育英資金返還免除制度の趣旨、免除の要件等を理解した上で、次のとおり育英資金の返還を一部免除されるよう申請します。

育英資金	☐ 高島市育英資金貸付金 ☐ 高島市清水安三育英資金貸付金 ☐ 高島市高島屋奨学金育英資金貸付金
貸付期間	始期 年 月から終期 年 月まで
貸付金総額	円
市内に住所を定めた日	年 月 日
免除要件を満たした日	年 月 日

同意事項等

私は、申請内容の確認のために、必要があるときは、私の住民基本台帳に関する情報および市税の納税状況等を確認することについて同意します。

年 月 日

住所
氏名

印

様式第 19 号 (第 14 条関係)

育英資金返還免除決定通知書

年 月 日

奨学生決定番号

年第 号

様

高島市長



次のとおり育英資金の返還免除を決定したので、通知します。

育英資金	
借用総額	円 うち、返還免除額 円
返還免除後の返還額	円
返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦 (1 回あたり 円 × 回)

※本通知書は、育英資金の返還が完了するまで大切に保管してください。

様式第 20 号 (第 15 条)

代理返還申込書

年 月 日

高島市長

高島市育英基金条例施行規則第 15 条の規定により、下記のとおり育英資金の代理返還を申し込みます。

つきましては、下記の返還に係る納付書を雇用企業あて送付ください。

企業・	住所
事業所	事業所名
	代表者 印
	担当
	電話番号
奨学生	住所
	氏名 印
	電話番号

(年 月 日時点)

育英資金	☐ 高島市育英資金 ☐ 高島市清水安三育英資金 ☐ 高島市高島屋奨学金育英資金		
奨学生 決定番号	年 第 号	奨学生の 氏名	
貸付総額	円	返還済額	円
返還残額	円	返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦
代理返還 申込内容	申込枚数	円 × 枚	
	代理返還開始月	年 月 (納期限は末日)	

誓約事項 (代理返還を行う企業は、次の内容を確認の上、☐に✓を記載してください。)

☐	当社 (主要な出資者、役員およびそれに準ずるものを含む。) は、高島市暴力団排除条例 (平成 23 年条例第 23 号) に規定する次のいずれにも該当しないことを誓約します。
	(1) 暴力団
	(2) 暴力団員
	(3) 暴力団員等 (暴力団員および暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者)

報告第 9 号

高島市生涯学習関係補助金交付要綱の一部改正について

文化振興団体の育成および関係団体が行う文化の継承振興について、今後
も継続した支援を行うため、令和 6 年 3 月 28 日に別紙のとおり高島市生涯
学習関係補助金交付要綱（平成 17 年高島市告示第 218 号）が一部改正さ
れたので報告する。

令和 6 年 4 月 24 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

別紙

高島市告示第48号

高島市生涯学習関係補助金交付要綱（平成17年高島市告示第218号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月28日

高島市長 福井正明

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

補助区分	補助対象事業	補助対象経費	補助金の交付率
社会教育団体の活動支援補助	生涯学習を推進する社会教育団体が行う活動	活動に要する給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料	自主財源のある団体 補助対象経費の9/10以内
	(1) 女性団体 (2) PTA連絡協議会 (3) 人権教育推進協議会 (4) その他市長が特に必要と認めるもの	および賃借料、原材料費、備品購入費、負担金補助および交付金のうち必要と認める経費	自主財源のない団体 補助対象経費の10/10以内
文化振興団体の育成支援補助	文化振興団体等が行う活動	活動に要する給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料	自主財源のある団体 補助対象経費の9/10以内
	(1) 文化協会 (2) 藤樹書院 (3) その他市長が特に必要と認めるもの	および賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金補助および交付金のうち必要と認める経費	自主財源のない団体 補助対象経費の10/10以内
	文化的景観を保護する団体		文化的景観を保護する団体 補助対象経費の10/10以内
青少年育成団体の活動支援補助	青少年の育成推進団体が行う活動	活動に要する給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料	自主財源のある団体 補助対象経費の9/10以内
	(1) 子ども会連合会 (2) 青年協議会 (3) 青少年育成市民会議 (4) ボーイスカウト・ガールスカウト	および賃借料、備品購入費、負担金補助および交付金のうち必要と認める	自主財源のない団体 補助対象経費の10/10以内

	(5) 少年少女合唱団 (6) 子ども会協議会 (7) その他市長が特に必要と認めるもの	経費	0 以内
文化の継承振興事業補助	文化の継承等のために行う事業 (1) 先人顕彰事業 (2) 文化祭開催事業 (3) 音楽祭等開催事業 (4) その他市長が特に必要と認めるもの	事業に要する報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料のうち必要と認める経費	自主財源のある団体が行う事業補助対象経費の 1 / 2 以内 自主財源のある団体が行う事業のうち高島市教育委員会が共催する事業 補助対象経費の 9 / 1 0 以内 自主財源のない団体が行う事業補助対象経費の 1 0 / 1 0 以内
青少年育成事業補助	青少年の育成のために行う事業 (1) 青少年育成事業 (2) その他市長が特に必要と認めるもの	事業に要する報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料のうち必要と認める経費	自主財源のある団体が行う事業補助対象経費の 1 / 2 以内 自主財源のある団体が行う事業のうち高島市教育委員会が共催する事業 補助対象経費の 9 / 1 0 以内 自主財源のない団体が行う事業補助対象経費の 1 0 / 1 0 以内

報告第10号

令和6年度高島市立小中学校教職員人事異動について

令和6年度高島市立小中学校教職員人事異動について、別紙のとおり報告する。

令和6年4月24日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

別紙

令和6年度 高島市立小中学校教職員人事異動 (令和6年4月1日付)

新 所 属	職 名	氏 名	旧 所 属 等
マキノ東小学校	教頭	海東 貴利	安曇小学校
マキノ西小学校	教諭	伊吹 航	米原市立春照小学校
	教諭	田中 瞳	大津市立下阪本小学校
	事務主事	中川 佳紀	新規採用
マキノ南小学校	校長	尾中 一彦	新旭北小学校
今津東小学校	校長	山本 渉	マキノ南小学校
	教諭	栗本 いづみ	組合専従
	教諭	岡田 有未	長浜市立伊香具小学校
	教諭	佐野 心愛	新規採用
	事務主査	西澤 喬之	朽木東小学校
今津北小学校	教諭	斉藤 優里花	滋賀大附属幼稚園
	教諭	中川 瑠成	新規採用
朽木東小学校	校長	岡本 等	朽木西小学校
	教諭	小久保 行太	彦根市立平田小学校
	事務主事	坂本 希咲	高島小学校
朽木西小学校	校長	岡部 陽造	高島市教育委員会
安曇小学校	教諭	武田 定樹	本庄小学校
	教諭	牧田 栄作	東近江市立蒲生北小学校
	教諭	山岸 翔	新規採用
	教諭	林 真優	野洲市立北野小学校
	教諭	野世溪 彩花	新規採用
青柳小学校	校長	越智 弘子	青柳小学校
	教頭	森 寛	滋賀県教育委員会
	教諭	青木 真奈美	組合専従
本庄小学校	校長	西村 百合子	本庄小学校
	教頭	淵田 弘人	マキノ東小学校
	教諭	山本 秀一	研修派遣
	教諭	河野 和巳	新規採用
	養護教諭	久米 綾子	新規採用
	事務主事	上田 真心	長浜市立びわ南小学校
高島小学校	教頭	城戸 久貴	朽木東小学校
	教諭	堀居 真帆	マキノ南小学校
	教諭	小玉 悠紀	新規採用
	主任事務主査	倉辻 弘美	今津東小学校
新旭南小学校	教諭	河嶋 美由紀	マキノ西小学校
	教諭	後藤 凌	新規採用
新旭北小学校	校長	大久保 秀樹	朽木東小学校
	教諭	梅村 輝	大津市立和邇小学校
	教諭	岩佐 教子	今津東小学校
	教諭	青谷 佳奈	豊郷町立豊郷小学校
	教諭	田中 なつみ	今津北小学校

新 所 属	職 名	氏 名	旧 所 属 等
マキノ中学校	教諭	上野 純	長浜市立北中学校
	教諭	高木 誠	東近江市立五個荘中学校
今津中学校	教諭	森 友美	安曇川中学校
	事務主査	荒木 啓輔	今津中学校
朽木中学校	教諭	廣部 友亮	草津市立松原中学校
安曇川中学校	教諭	青谷 友司	大津市立南郷中学校
	教諭	坂本 旭	新規採用
	教諭	川原林 仁美	高島中学校
	教諭	石田 礼理	新規採用
高島中学校	教諭	内藤 孝	安曇小学校
	教諭	押田 英貴	湖西中学校
	教諭	竹内 将太	新規採用
	教諭	海東 美幸	今津中学校
	事務主事	石塚 優	新規採用
湖西中学校	教諭	井上 貴峰	新規採用
	教諭	濱田 智子	大津市立志賀中学校
	教諭	島崎 陽子	安曇川中学校
	教諭	樹山 なな	新規採用

報告第 1 1 号

令和 5 年度高島市立学校学校評価について

令和 5 年度高島市立学校学校評価について、別冊資料のとおり報告する。

令和 6 年 4 月 2 4 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之